

信州呼吸ケア研究会会則

平成9年6月1日施行
平成 年 月 日改訂

1. 名 称：本会は「信州呼吸ケア研究会」と称する。
2. 目 的：本会は呼吸ケアを研究するとともに、その普及を図り、地域医療発展のために貢献することを目的とする。
3. 事 業：本会は原則として年1回研究会を開催し、呼吸ケアの研究発表および勉強会等を行う。
4. 会 員：本会は長野県に所在する医療機関等に勤務し、本会に参加を希望する医師、看護師、医療ソーシャルワーカー、保健師、理学療法士、作業療法士、薬剤師、栄養士、臨床工学技士、臨床検査技師、救急救命士、その他本会の目的に賛同し、参加を希望する医療職者をもって構成される。
5. 事業費：①事業費は研究会参加費、寄付金、共催者の負担金等により賄われる。
②研究会は呼吸ケア基金（※）の支援を受け研究会内の一般演題優秀者に対して賞金を提供する。又、呼吸ケア基金の支援を受けて、世話人会の承諾のもと県内呼吸ケアにおける研究の支援を行っていく。
③研究の支援を受ける者は、事前に研究助成金申請書（様式1）を提出し、世話人会にて承諾を受ける。研究終了後は、本研究会で研究内容を発表し、実施報告書（様式2）を世話人会へ提出する。
④研究助成金は、必要な研究経費について実費分を支給するものとする。但し、領収書等（宛名：信州呼吸ケア研究会）の確証を領収書貼付用紙（様式3）に貼付の上、提出すること。
⑤研究助成金の支払いは、様式2、3の実績報告の提出を受け、世話人会で確認・承認されたものについて指定口座に入金するものとする。
6. 役 員：①本会には次の役員を置く。
顧 問：1名
代表世話人：1名
世 話 人：若干名
会計監事：1名
②顧問は代表世話人及び世話人の推薦により選出する。
③世話人は代表世話人の指名により選出する。
④研究会への出席困難な場合は、任務継続の可否について協議する。
7. 幹事会：①代表世話人は必要に応じ世話人会を開催する。

②世話人会は本会の最高意思決定機関とする。

8. 会 計：①毎年度（4月1日～3月31日）の収支決算は事務局で行い、会計監事による監査を受け幹事会で承認を受ける。なお、収支報告は研究会事業ごとに実施する。

②会の運営は、会費、寄付金、共催者の負担をもってこれにあて、事業ごとに事務局が執行する。なお、会費は都度それぞれの研究会事業の運営に充当する。

9. 事務局：①本会の事務局を次の場所に置く。

名 称：信州大学医学部保健学科検査技術科学専攻
生体情報検査学領域

住 所：松本市旭3丁目1番1号

T E L：0263-37-2393

E-mail：fkeisaku@shinshu-u.ac.jp

②事務局は本会の運営等に関する諸事務を行う。

10. 研究会：①研究会は原則として年1回開催する。又その中の一般演題優秀者を世話人会が決定し賞金を贈呈する。

②研究会は本会および帝人在宅医療株式会社の共催とする。

11. 変 更：本会則は世話人会の過半数の賛成をもって変更することができる。

12. 付 則：本会則は平成28年9月18日より施行する。

（※）呼吸ケア基金：信州大学医学部保健学科検査技術科学専攻生体情報検査学領域が主管の寄付金。